

平成 2 7 年舟形町議会  
第 1 回臨時会会議録

舟形町議会

平成27年舟形町議会第1回臨時会会議録

招集年月日 平成27年3月27日

招集の場所 舟形町議会議場

開 会 3月27日 午後2時08分

応招議員(10名)

1番 佐藤 勇 6番 野尻 益夫

2番 奥山 謙三 7番 叶内 富夫

3番 斎藤 好彦 8番 八 鍬 太

4番 佐藤 広幸 9番 加藤 憲彦

5番 大場 清之 10番 信夫 正雄

不応招議員(なし)

平成27年 3月27日（金曜日）

第 1 回舟形町議会臨時会会議録

（第 1 日目）

平成27年舟形町議会第1回臨時会

平成27年3月27日(金)

---

出席議員(10名)

|          |           |
|----------|-----------|
| 1番 佐藤 勇  | 6番 野尻 益夫  |
| 2番 奥山 謙三 | 7番 叶内 富夫  |
| 3番 斎藤 好彦 | 8番 八 敏 太  |
| 4番 佐藤 広幸 | 9番 加藤 憲彦  |
| 5番 大場 清之 | 10番 信夫 正雄 |

---

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため議場(会議)に出席した者の職氏名

|                       |                 |
|-----------------------|-----------------|
| 町 長 奥山 知雄             | 会計管理者 結城 恵美     |
| 総務課長 中山 進             | 総務課財政管財班長 小野 芳喜 |
| まちづくり課長 沼澤 繁夫         | 監査事務局長 高橋 明彦    |
| 税務福祉課長 矢作 めぐみ         | 教 育 長 齊藤 涉      |
| 産業振興課長<br>兼農業委員会事務局長  | 教 育 次 長 伊藤 幸一   |
| 地域整備課<br>農村整備班長 大山 邦博 | 選挙管理委員会書記長 中山 進 |

---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

|              |            |
|--------------|------------|
| 議会事務局長 高橋 明彦 | 主 査 大場 由美子 |
|--------------|------------|

---

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
  - 日程第2 会期の決定
  - 日程第3 諸般の報告
  - 日程第4 議員派遣の報告
  - 日程第5 町長挨拶
  - 日程第6 議案第37号 平成26年度舟形町一般会計補正予算(第8号)について
  - 日程第7 舟形町議会活性化特別委員会報告
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午後2時08分 開会

**議長** ご苦労さまです。会議に先立ちまして、国旗、町旗に一礼をお願いします。それでは一同ご起立お願いいたします。国旗、町旗に礼。お直りください。ありがとうございます。

ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。ただいまから平成27年第1回臨時会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

**議長** 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長が指名します。1番佐藤 勇君、6番野尻益夫君の両名を指名いたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

**議長** 日程第2 会期の決定について議題とします。

お諮りします。臨時会の会期について、八鍬委員長より報告をお願いします。

**8番** 第1回臨時会の会期につきましては、本日開催されました議会運営委員会におきまして、本日1日限りとすることに決定いたしましたので、ご報告いたします。

**議長** お諮りします。本臨時会の会期は、八鍬議会運営委員長の報告のとおり本日限りと決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長** ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日とすることに決定いたしました。

---

#### 日程第3 諸般の報告

**議長** 日程第3 諸般の報告については議案書掲載のとおりです。朗読は省略いたします。

---

#### 日程第4 議員派遣の報告

**議長** 日程第4 議員派遣の報告については議案書掲載のとおりです。朗読は省略いたします。

---

#### 日程第5 町長挨拶

**議長** 日程第5 町長挨拶をお受けします。

**町長** それでは、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、平成27年第1回臨時議会を招集しましたところ、何かとご多忙の折、全議員のご出席を賜りまして、厚く御礼申し上げます。また、3月定例議会におきましては、議員各位のご理解、ご協力をいただきまして、満場一致、全議案ご決議いただきまして、改めて心から御礼

申し上げたいと思います。

さて、きょうはほほえみ保育園の卒園式、先週は舟形中学校並びに舟形小学校の卒業式に出席をいただきまして、重ねて感謝申し上げます。また、公立高校入学者選抜試験において、舟形中学校生徒40名の皆さんは全員合格のうれしい報告もありました。改めて議員の皆さんとともにお祝い、喜びを分かち合いたいと思います。

次に、新たな名称となりました舟形町の駐在所であります。3月25日完成の運びとなりました。3月20日付で新しい駐在所さんが本町に異動してまいりました。舟形町駐在所には、長沢駐在所から森警部補と尾花沢警察署から峯田巡査長が、長沢駐在所には寒河江警察署から長谷川巡査長が異動されており、新しい舟形駐在所は4月1日に開所されます。堀内地区に常駐する駐在所さんがいなくなりますが、防犯協会の皆さんとともに住みよいまちづくりに努めてまいりたいと思います。

3月23日、ファミリーマート建築の準備がいよいよ始まったようであります。5月28日ごろの開業を目指すということでありましたが、なるべく早い開業をご期待するところであります。

さて、本日本会議にご提案申し上げます案件であります。平成26年度舟形町一般会計補正予算について1件ご提案申し上げますので、慎重審議の上、満場一致をもちましてご決議賜りますようお願い申し上げます。

---

## 日程第6 議案第37号 平成26年度舟形町一般会計補正予算（第8号）について

**議長** 日程第6 議案第37号 平成26年度舟形町一般会計補正予算（第8号）について議題といたします。提案理由の説明を求めます。

**総務課財政管財班長**（朗読、説明省略）

**議長** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長** 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長** 討論なしと認めます。

これより議案第37号を採決します。議案第37号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

**議長** 挙手多数です。よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第7 舟形町議会活性化特別委員会報告

議長 日程第7 舟形町議会活性化特別委員会報告について議題とします。加藤委員長より報告を求めます。

9番 平成27年3月27日、舟形町議会議長、信夫正雄殿。

舟形町議会活性化特別委員会委員長加藤憲彦。

舟形町議会活性化特別委員会報告書。

本委員会に付託された事件について、舟形町議会会議規則第76条の規定により、下記のとおり報告します。

記。

1. 調査事件。議会の活性化を図るため、議会改革についての課題を調査検討。
2. 経過、3. 委員会開催状況は省略させていただきます。
4. 調査検討事項並びに実績について。

(1) 議会のインターネット配信等。議場の音響設備は経年劣化していることから、設備の更新の際に、映像配信を含め、検討していく必要があります。12月定例会一般質問は、議場に2台のビデオカメラを設置し収録しました。町の投資的事業計画に折り込み、年次計画の中で検討していくこと。映像配信等については、町民への周知、町民の意向を把握しながら、議会活性化に及ぼす効果について今後とも検証する必要があります。

(2) 全国町村議会議長会。8月28日、全国町村議会議長会、三宅議事調査部長を訪問し、「議会における諸課題」をテーマに全国の町村議会の現状や議会活性化に向けての取り組みについて、研修会を開催しました。

(3) 議会広報編集特別委員会の常任委員会制。平成26年12月定例会において、舟形町議会委員会条例の一部改正を行いました。従来の2常任委員会制から、議会広報常任委員会を増設し3委員会制にすること。これは、委員が2つの常任委員会に所属できる定員の改正をあわせて行いました。施行期日は、平成27年5月1日です。

(4) 舟形町議会基本条例の制定と課題。1月9日、山形県町村議会議長会、武田局長を招聘して、舟形町議会基本条例の制定と制定後の課題等について、研修会を行いました。

(5) 議会だより臨時号と議会報告会。1月23日、議会だより臨時号を発行し、町民の皆様に舟形町議会基本条例を広くお知らせするため、条例(案)逐次解説を全戸配布しました。あわせて、2月12日と13日の両日、町内4ブロックを会場に議会活性化の取り組みと議会基本条例(案)の議会報告会を開催しました。その後、町執行部と舟形町議会基本条例制定に向けた意見調整を行いました。

(6) 舟形町議会基本条例の制定。舟形町議会基本条例は、議会と議員の活動原則や住民参加を推進することなどを明文化するものであり、住民意思を代表する議会が真の地方自治を実現するために、住民にどのように向き合うのかというルールとも言えます。当議会は、その趣

旨を十分理解し、議会活動及び議会改革について積極的な取り組みを行っています。これまでに以上に公平、公正、透明な議会運営や開かれた議会づくりを進め、情報の提供と共有化を図りながら、町民の積極的な参加を求めていく必要があります。

平成27年第1回定例会では、舟形町議会基本条例を議決し、平成27年5月1日を施行としました。

(7) 議員の審議会等への参画見直し。議員が審議会等の委員に委嘱されることは、以前から、「議員が町の設置する審議会等に参画することは、立法機関と執行機関との機関対立型をとる民主的な地方制度の趣旨に反し、適当でない。」との指摘があったことから、それらの見直しをすることとしました。

執行部に対しては、参画の見直しと関係例規の改正を要請し、平成27年第1回定例会では、舟形町消防委員会条例の一部改正(案)を議決し、議会からの参画はできなくなりました。

5. 結びに。舟形町議会基本条例は、その前文で、「議員は、議会議員としての役割と責任を強く自覚し、常に自己研さんに努め、主体的、機動的な議会活動を実践して町民の負託に応える豊かなまちづくりのため、絶えず努力を続けるものとする。」とうたっています。そのため、当議会は、他の議会に先駆け、質疑での一問一答方式や執行部に反問権を与えるなど、開かれた議会運営に努めてきています。

議会基本条例の制定は、議員及び議会活動の基本指針として、また、議会改革の大きな柱として、今後も、見直しを含め議会活性化のための活動を展開していくこととします。

以上です。

**議長** ただいまの舟形町議会活性化特別委員会報告について質疑を求めます。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 討論なしと認めます。

これから舟形町議会活性化特別委員会報告について採決します。舟形町議会活性化特別委員会報告を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

**議長** 挙手多数です。よって、舟形町議会活性化特別委員会報告を委員長報告のとおり決定いたしました。

本日の日程は全て終了いたしました。

これをもって会議を閉じます。平成27年第1回臨時会を閉会いたします。

午後2時25分 閉会

---

上記会議の経過を記載し、その相違ないことをここに署名する。

議 長 信 夫 正 雄

署 名 議 員 佐 藤 勇

署 名 議 員 野 尻 益 夫